

◆（山本由美子議員） ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。

初めに、このたびの台風でお亡くなりになられた方々に、お悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、防災減災対策について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、今年7月、九州南部から東海にかけて豪雨災害が発生し、コロナ禍における新型コロナウイルス感染症対策を徹底した避難所運営が求められました。本市においても、一部地域で避難勧告が発令され、大雨による擁壁崩落、土砂崩れなどによる住宅への被害が3カ所発生しており、いずれも個人や地縁団体が所有する土地が崩れたことによるもので、民有地の土砂災害については、現行の制度では対応できないというのが現状です。崩れた土砂を早く撤去したいという思いはあるものの、土砂を撤去することで、のり面が崩れることが考えられることから、全体的な計画を立てなければさわれぬ、また、技術的にも専門知識が必要となり、どこから手をつければよいのか、工事費用の面も含めて、土地所有者の方は対応に苦慮されています。

そこでお伺いいたします。

民有地における土砂災害への本市の対応と考えをお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

今年7月に発生した令和2年7月豪雨では、活発な梅雨前線の活動により、本市におきましても山間地域を中心に、住宅に隣接する擁壁や傾斜地の崩落による被害が発生いたしました。これらの災害状況を踏まえ、本市では、これまで救済が困難であった急傾斜地の崩落による民有地被害を対象に、その応急復旧を支援する補助制度を創設することとし、必要な経費を本議会の9月補正予算に計上させていただいたところでございます。

この補助制度は、豪雨により被災した急傾斜地及び隣接する住宅用地におけるのり面の保護や、土砂の撤去などの応急復旧工事に対し、工事費の一部を支援するものであり、被災された方が1日も早く生活基盤を復旧し、生活を再建されることを目的として、創設したものでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 全国的にもあまり例がない、民有地の土砂災害への補助制度を創設していただきまして、ありがとうございました。

災害発生時、総務部、まちづくり推進部の職員の皆様には、二次災害を防ぐために、応急措置として、地域の方と一緒にブルーシートをかけていただき、また、被害を受けた土地所有者である区の皆様の要望、相談にも耳を傾け、丁寧に対応していただき、大変感謝しておられました。区の皆様も、安心して暮らせる地域にと、今できることをみんなで精いっぱい取り組んでおられます。

今回創設される制度が、今年の7月豪雨の災害まで遡及されること、また、恒久的な制度であるということ、改めて確認させていただきたいと思っております。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 今議会に提案しております補助制度については、この7月豪雨から適用し、今後も引き続き継続していきたいと考えているところでございます。しかし、今後、災害の状況がどんどん変わっていく可能性がありますので、それに応じて、なるべく市民被害があった方の立場に立って、救済できるような方法を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今後ともよろしくお願いいたします。

それでは次に、本年6月議会において、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について質問し、その中で、避難所開設・運営マニュアルを改訂し、避難所運営関係者に周知を図ること、また、避難所開設・運営訓練を実施し、検証結果をマニュアルに反映していくことを求めました。7月27日には、ガレリアかめおか2階大広間において、午前1回、午後2回の3班に分けて、自治会、自主防災会、市職員、運営スタッフなど、合計152名の参加により、本年7月に改訂された避難所開設・運営マニュアルに基づいて、新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所開設・運営訓練を実施されましたが、成果及び課題はどうであったのか、浅田議員、木曾議員が質問されましたけれども、改めて御答弁願います。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 本市では、去る7月27日に、各自治会、各自主防災会、民生委員及び市職員など、避難所開設に関わる関係者による新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施したところでございます。訓練では、実際に避難所で使用する段ボールベッド等の資機材の設営や受付時の手順など、実際に災害を想定し、より実践的な訓練が実施できたものと感じているところでございます。

一方、避難所におけるコロナ対策については、訓練手順や会場の配置等、参加者の感染防止に細心の注意をもって準備を進めましたが、3密の回避や時間配分など、マニュアルどおりにいかない点も多くあり、これらの課題は実際の避難所運営にも共通する課題であることから、今回の反省点を参加者全員が情報共有することで、よりよい避難所運営に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

それでは次に、新型コロナウイルス感染症と自然災害との複合災害に備え、従来の食料、毛布等の備蓄品に加えて、マスクや消毒液、非接触体温計、パーティション、段ボールベッドなどの物資や資材の確保が急がれます。また、倒木や土砂崩れ等で道路が寸断されることなども想定されることから、その対応も必要です。備蓄品の拡充と分散備蓄の進捗状況について、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） 本市の災害備蓄に関しましては、従来の食料や水などの物資や毛布、その他資機材等に加え、新たに新型コロナウイルス感染症対策として、国のコロナ対

策に係る臨時交付金を活用し、マスクや消毒液、段ボールベッドや間仕切りなど、コロナ禍における避難所開設に必要な物資・資機材の調達を進めているところであり、これらの物資につきましては、順次避難所となる各自治会や公共施設への配備を行っております。

また、災害時の感染症防止対策として、これまで以上に多くの避難所を開設する可能性を視野に入れ、今後、避難所資機材等を分散備蓄することで、より迅速に避難所開設が行えるよう、市内に8カ所の分散備蓄拠点を設置するための検討を進めているところでございます。

この分散配備により、地震等の緊急時においても、感染症対策を踏まえた効率的な避難所開設を行うことが可能となることから、今後、避難所開設・運営訓練の内容充実と併せ、感染症対策にも十分配慮した安全な避難所の運営に向け、引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 分散備蓄については8カ所ということでは言っていたのですが、想定される設置場所とか、いつぐらいに設置できるかという時期が分かりましたら、教えてください。

○議長（齊藤一義） 桂川市長。

◎市長（桂川孝裕） まず8カ所ですが、従来、稗田野町自治会横の既存の亀岡市防災倉庫というものを設置している、そこにまとめていたのですが、それを今回は、全体でそれと別に8カ所、設置する予定にしております。

亀岡地区は、中部の防災広場を予定しておりますし、別院地域においては、東別院町、西別院町の地域で別院中学校、西部については本梅町、宮前町、東本梅町のところで育親中学校、畑野町は畑野小学校に、そして北部で千代川町、大井町は千代川小学校、川東においては、馬路町、旭町、千歳町、河原林町、保津町ということでさくら体育館、篠町においては、詳徳小学校、また、つつじヶ丘においては、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘ということで、つつじヶ丘小学校を拠点として、今後、備蓄できるように整えてまいりたいと考えております。

時期ですが、なるべく早い時期と思っておりますが、今回予算を上程させていただいております。議会が終わり次第、入札にもかけてまいらなければなりませんので、ある一定期間は必要と思っておりますが、今年度中には全て配備できる予定でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 早期の設置をよろしく願います。

台風シーズンが到来しましたので、防災意識の啓発とともに、避難所の感染症対策などに万全を期していただきますよう、願います。

それでは次に、認知症対策について、お伺いいたします。

令和元年6月、認知症対策を強化するため、国において、認知症施策推進大綱が取りまとめられ、大綱では、認知症は誰もがなりうるものとして、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」と、認知症になる時期や進行を遅らせる「予防」を車の両輪として、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会の実現を目指しております。

大綱では、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や、家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進し、特に認知症の人と地域で関わることが多いと想定される小売業、金融機関、公共交通機関等の従業員などに向けての養成講座の拡大や、認知症サポーター養成講座を修了した方が、より実際の活動につなげるための講座、ステップアップ講座の開催機会の拡大が求められています。

本市の認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座、企業・職域型の認知症サポーター養成講座の現状をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 健康福祉部長、お答えをいたします。

本市におきましては、平成18年度から認知症サポーター養成講座を開始をいたしておりまして、令和元年度まで226回開催をいたしました。令和2年4月1日現在の認知症サポーター養成者数は延べ5,590人となります。この講座を修了した市民を対象として、平成28年度から令和元年度まで、3回のステップアップ講座を開催し、51人の方に参加いただき、そのうち21人がボランティア登録をされているところです。

この令和元年9月には、ボランティア登録いただいたお2人の方には、認知症啓発事業にも参加いただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） ステップアップ講座を受講された方が51人、その中で活動に参加しませんがということで、登録していただいた方が21名、そして令和元年にお2人の方が啓発活動に参加していただいたということで、聞かせていただきました。

認知症サポーターが今後活躍できる場というのは、どういうことが考えられるのか、今まで活躍の場があまりなかったもので、質問でも求めてきたのですけれども、市としてどういうことが考えられるか、お答えください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 今後は、ボランティア登録いただきました21人の方を中心に活動を広げたいと考えておりますけれども、今年度の養成講座はコロナの関係で開催を見合わせております。活動の場として考えられますのは、認知症カフェに参加いただいて、また相談対応等をお願いしたいと考えておりますけれども、これも新型コロナの関係で見合わせている現状でございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 次に、認知症の予防をめぐっては、運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会的孤立の解消、役割の保持等により発症を遅らせる可能性があるとして、通いの場への参加を促すことが求められていますが、本市の取組をお尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 認知症施策推進大綱におきましては、認知症予防に資する可能性のある活動の推進として、地域において高齢者が身近に通える場などの拡充が示されておりまして、亀岡市では現在 113 カ所の通いの場が、地域住民の皆様等によりまして運営をされております。今年度はコロナの関係で、多くの通いの場が中止を余儀なくされているとお伺いしております。

現在、本市では、通いの場の再開に当たって、休止されている団体からの要請があれば、社会福祉協議会と連携して、要請のあった通いの場に出向きまして、感染防止対策の助言・指導を行いながら、その再開に向けました支援に取り組んでいるところでございます。8 月末現在で 14 カ所の通いの場から要請がございまして、そのうち 6 カ所が再開され、また 2 カ所が 9 月中に再開されると聞き及んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 通いの場というのは孤立を防いで、家から一步出て、地域の方と顔を合わせるといっただけでも元気が出る、そういう場であると感じているところです。地域の方の自主的な活動を尊重しつつなのですけれども、市として介護予防ですとか、フレイル予防とか、そういうことを通いの場に取り入れるというお考えはないかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 今後ですけれども、通いの場の意向を十分尊重する中で、通いの場からの介護予防であったり、フレイル予防に対する要請があった場合には、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を今年度から始めておりますけれども、そういった健康教育であったり、必要な相談等を実施する取組もこの場で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） そうしましたら次に、本市におきましては、平成 30 年 3 月 1 日に、認知症初期集中支援チームが設置され、認知症が疑われる方や、認知症の方で医療・介護サービスにつながっていない方のうち、地域包括支援センターなどへの初期相談において、対応が難しいと判断された方を対象に、訪問、介入、支援を行っているとお伺いいたしました。認知症初期集中支援チームが医療、介護につながった実績と、認知症初期集中支援チームの目的や活動などの周知について、どのように取り組まれているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 本市は、認知症初期集中支援チームを平成 30 年 3 月に設置し、活動を行っております。これまでの取組の実績につきましては、平成 30 年度は認知症初期集中支援チーム員会議で検討されたケースが 5 件のうち、3 件が医療・介護につながっており、また、令和元年度は会議検討ケースが 5 件のうち、2 件が医療・介護につながっております。それ以外の方については、もともと医療や介護につながっておられる

中で、その対応方法に苦慮され、支援チームに上がってきたケースだということでございまして、チームで検討した結果、一定の対応ができていると認識しております。

また、認知症初期集中支援チームの周知につきましては、これまで亀岡市医師会や地域包括支援センターなどの医療・介護の専門職を対象に啓発をしてきたところですが、本年度は新たにチラシを作成し、関係機関や講座等の事業実施時などに啓発のため、参加者に配布してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 今年度はチラシを作成して、それを配布していただけるということで聞かせていただきました。支援を必要とされている方にしっかりとつながるように、市として、市民の方に周知をお願いしたいと思います。

今、検討会議に5件と数を聞かせていただきました。そんなに、多く上がっていないという印象があったのですが、これは、事前に地域包括支援センター等に相談をされて、その中で解決されることが多いからということで理解したらよろしいでしょうか。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 議員御指摘のとおりでございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。今後もよろしく願いいたします。

それでは次に、大綱では、地域支援体制の強化として、認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族のニーズに対応した具体的な支援につなげる仕組み、チームオレンジを地域ごとに構築し、2025年を目標として、全市町村で整備を目指すとしています。チームオレンジの体制整備に向けて、本市の現状と今後の方向性をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 認知症施策推進大綱では、養成されました認知症サポーターが地域の取組に積極的に関わることを推進する観点などから、令和7年、2025年をめぐりとして、認知症本人や家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み、チームオレンジなどということで、それを整備することが示されております。チームオレンジの体制整備に向けては、今年度、国において、オレンジ・チューター、チームオレンジ整備のためのコーディネーターを指しますけれども、その養成研修を創設し、この研修を受講した者が都道府県のチューターとして、市町村のコーディネーターを養成する計画となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、延期されております。したがって、現在、国・府の取組が停止している状況にございますので、今後、国・府の動きを見ながら、本市として進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 国・府のほうが進んでいないから、このチームの構築が遅れているということで、聞かせていただきました。このチームオレンジは、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが中心となって支援をしていくという形になってくるかと思えますので、サポーターの活躍の場にもなると期待されるところです。コロナ禍ではありませんけれども、養成講座を充実させていただいて、育成をお願いしたいと思います。

それでは次に、昨年1年間に全国の警察に届出のあった認知症の行方不明者は、前年比552人増の1万7,479人であったことが、7月2日、警視庁の調べで分かりました。統計を取り始めた2012年以降、7年連続の増加となっています。

本市におきましては、認知症等により行方不明になるおそれのある方を事前に登録していただくことで、実際に行方不明になったときに、登録した情報を迅速に関係機関へ提供し、早期発見に役立てるための認知症等高齢者の事前登録制度を平成28年4月から実施しています。さらに早期の保護につながるよう、この制度に登録した人へ、衣服等に貼るQRコード付き名札が配布されていますが、実績と課題について、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 平成28年度から実施しております認知症等高齢者の事前登録制度は、認知症等により行方不明となるおそれのある市民の情報を、家族などの申し出により登録を行い、警察署、地域包括支援センターや、希望のある方には民生委員と情報共有するとともに、登録番号と市役所の連絡先が読み取れるQRコード付き名札を配布しているもので、令和2年8月末現在で61人の市民が登録されているところでございます。8月末までに、こういった事前登録制度をされた方で、行方不明となったケースは6件ございまして、全て無事に発見されたという状況でございます。

課題といたしましては、現在、QRコードを貼り付けする場所が統一されていませんが、今後は貼り付け場所を統一し、関係機関で共有することで、行方不明になった方の発見時に、できるだけ早く本人の確認と関係者への連絡ができるのではないかと考えておりまして、今年度の関係者会議で意見等を聴取する予定としております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） QRコードによって無事発見されたということで、安心しましたけれども、このQRコードについては、市民の方がどういう意味をなしているかというのを知っていただかないと、なかなか支援につながらないと思えますので、そのあたり、市民の方にもちゃんと認知していただくというか、そういう働きかけもお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

厚生労働省によりますと、2025年には認知症高齢者が約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症に罹患すると見込まれています。そのため、認知症高齢者の行方不明や事故に巻き込まれるケースが今まで以上に数多く発生すると考えられます。認知症になっても、本人や家族の方が安心して暮らせるまちを目指し、民間保険を使った事故救済制度を導入する自治体が増えています。本市においても、個人賠償責任保険制度を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（河原正浩） 認知症高齢者の行方不明に起因する事故や、その後、家族が高額な損害賠償を請求される不幸な事案を受けまして、全国の幾つかの市町では、公的な被害者救済制度が導入されていることは承知しております。

基本的には、認知症施策の一環として、一律的な公的支援制度の創設が望ましいと考えておりますけれども、この内容は国においても以前検討、研究され、今後公的支援として事例を収集して分析するといった考えも持つておられると聞いております。現時点においては、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

まずは本市といたしましては、認知症高齢者の事故等の未然防止に努めるため、地域の見守り体制整備の推進を図るとともに、認知症等高齢者の事前登録制度を活用する市民の数を増やしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 見守り体制の推進と、事前登録数を増やしていくということで、答弁いただいたのですけれども、導入している自治体に聞きましたら、この保険に加入することで、事前登録をしようという方が増えているという、相乗効果があるとおっしゃっていました。また、認知症高齢者等が誤って線路に入り、電車を止めてしまったり、日常生活において他人にけがを負わせるなどして、損害賠償責任を負った場合に、これを補償する保険に市が加入することで、認知症の方を支える家族の不安を軽減すること、また、被害を受けた方を守ることにもなるので、導入に踏み切ったと言われておりました。この保険は、自治体向けという商品があつて、保険料は1人年間2,000円前後ということも伺いました。行方不明時の捜索などと併せて、ぜひこの認知症の人の事故を補償する民間保険への加入も検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、新生児聴覚検査について、お伺いいたします。

生まれつき聴覚に障がいのある先天性難聴は、1,000人に1人から2人とされ、早期に発見して適切な療育を受ければ、言葉の発達などへの影響を最小限に抑えられると言われております。新生児聴覚検査は、生まれて間もない赤ちゃんが眠っている間に小さな音を聞かせ、反応を検査機器で確かめます。自動ABR（自動聴性脳幹反応）と、OAE（耳音響放射）の2種類の検査機器があり、どちらも痛みはなく、数分で終わり、おおむね生後3日以内に実施する初回検査と、初回検査において再検査が必要とされた赤ちゃんを対象に、おおむね生後1週間以内に実施する確認検査があります。検査の結果、難聴の疑いがあれば、遅くとも生後3カ月頃までに精密検査を行い、精密検査の結果、支援が必要とされた場合の療育は、遅くとも生後6カ月頃までに開始されることが望ましいと言われております。

この検査は、平成24年度からは母子健康手帳に検査結果を記載する欄が設けられ、平成29年度からは、検査の記録欄に検査方法と結果、再検査が必要となった場合の検査年月日が追加されるなど、国も積極的に推奨していますが、検査を受けるかどうかは任意となっております。

まず、本市における新生児聴覚検査の実施状況をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） こども未来部長、お答え申し上げます。

令和元年度の本市の出生数は519人であり、そのうち市で把握できている検査の受診者数は491人、したがって、受診率は約95%でございます。また、検査を実施できる近隣の医療機関は、田村産婦人科医院、山口マタニティクリニック、京都中部総合医療センターでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 3年6カ月前ぐらいに聞かせていただいたときには、京都中部総合医療センターの機器が整っていなかったということもあって、受診率が75%となっていたのですけれども、そういう環境が整ったということで、95%に上がっているということは、本当に喜ばしいことだと思います。ただ、28名の新生児がこの検査を受けていないということ、重く受け止めたいと思っています。

新生児聴覚検査を受けた子どもは、早期療育に至る確率が、受けていない子どもよりも20倍以上高くなり、さらに早期療育によって、良好な日本語言語性コミュニケーション能力を獲得する確率は3倍以上も上昇するという研究結果が報告されています。人とのコミュニケーションは孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右します。だからこそ、早期発見が重要となります。

各新生児の受診状況及び検査結果について、どのように把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 検査結果につきましては、新生児訪問や乳幼児健康診査の実施時に、先ほど議員がおっしゃいました、母子健康手帳等の記載欄を確認し、検査実施の有無やその結果の把握に努めているところでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 受診状況を把握されている中で、未受診者についても確認されていることと思います。検査の未受診の理由と未受診児への対応をどのようにされているのか、お伺いいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 検査を受診されていない理由としましては、子どもさんが入院中であるなど、特別な事情の中で受診できていないのではないかと考えるところでございます。市としましては、そういった状況が分かり次第、やはりできるだけ早期に検査を受けていただくよう、案内を含め、また医療が必要な子どもさんであれば、医療連携や家庭支援に努めているところでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 受けていない方が検査を受けていただくために、紹介をするということなのですけれども、機器が整備されていても、検査のみの受診については受付をしないという医療機関もありますので、そのあたりも調べていただいて、情報提供をお願いしたいと思います。

この検査は任意となっていますので、保護者の方が新生児聴覚検査について正しく理解し、検査の必要性や重要性を認識していただくためにも、検査についての周知啓発が重要であると考えますが、本市の取組をお伺いいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 新生児期の可能な限り早期に受ける検査の1つとして、出産までの妊婦訪問ですとか、パパママ教室などの機会に周知啓発するように努めているところでございます。

先ほども申し上げましたように、95%は確実に検査を受けていらっしゃるということで、おおむね産婦人科での御案内もかなり徹底しているのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） それでは次に、新生児聴覚検査の検査費用については、平成19年度から国より地方交付税措置とされ、各市町村に給付されています。ただ、実際に検査費用として補助するかどうかは、各市町村の裁量に任されているのが現状です。検査費用の公費負担について、府内の他自治体の状況及び本市の考えについて、お聞かせください。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 京都府内の状況としましては、まず平成30年7月から与謝野町が検査の種類にかかわらず、一律2,000円の一部補助を始めています。次いで、平成30年9月から、伊根町が全額補助を、本年4月からは、京都市が検査の種類に応じて1,500円から4,200円の一部補助を実施しております。

本市としましては、今年度、京都府で設置が予定されております新生児聴覚検査に係る協議会の動向を見据え、京都府下の支援体制の構築状況等を考慮する中で、本市の実施時期等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 厚生労働省は、平成29年12月に、各都道府県等に出された通知の中において、全ての新生児に対して新生児聴覚検査が実施されるようにということで、市町村が努めるべき取組として、公費負担を行い、受診者の経済的負担の軽減を積極的に図ることとされておりますので、京都府が協議会を立ち上げた、その動向によるということでしたけれども、前向きに進めていただきたいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

次に、新生児聴覚検査の結果、支援が必要と判断された新生児に対する療育は、遅くとも生後6カ月頃までに開始することが望ましいとされています。要支援児とその保護者に、本市としてどのような指導援助を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 検査の結果、支援が必要となる子どもさんにつきましては、保護者のニーズに沿いながら、適切な時期に必要な医療や訓練、療育等につながるよう、保護者の指導援助に努めているところでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 新生児聴覚検査を意義あるものにするためには、全ての赤ちゃんに検査が実施されることはもちろんですが、検査後の精密検査、早期療育につなげるよう、支援していくことが重要になってきます。京都府では、先ほど部長からも紹介がありましたけれども、新生児聴覚検査の普及、検査の精度管理や検査後の療育などへの適切な支援体制を構築していくために、現在、新生児聴覚検査推進協議会の立ち上げに向けて準備中と聞いております。今後も府としっかりと連携を図っていただく中で、全ての赤ちゃんが新生児聴覚検査を受診して、早期発見、早期療育につなげていただく取組を進めていただきますようお願いいたします。

それでは最後に、新型コロナウイルス感染症対策における市独自支援策について、お尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が社会全体に及び、長期化する中で、新しい生活様式の定着が求められています。こうした状況を踏まえ、本市においては、どこまでも市民に寄り添い、安心につながる新型コロナウイルス感染症対策として、独自の支援を行っていただいております。

令和2年6月議会において、コロナ禍で不安を抱えながら出産を迎え、経済的にも大変な中、これからの子育てを応援するため、国の特別定額給付金の基準日の翌日4月28日以降に生まれた新生児を対象とする市独自の特別定額給付金の支給を求めていましたが、どのように検討されたのか、お伺いいたします。

○議長（齊藤一義） こども未来部長。

◎こども未来部長（高橋依子） 国の特別定額給付金の基準日の翌日4月28日以降に生まれた新生児を対象とする本市独自の特別定額給付金につきましては、市民からの要望を踏まえ、国において新設されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する中で、令和2年度事業として必要な財源の確保についても検討を行い、4月28日から翌令和3年3月31日までに生まれた新生児を対象に、本市独自の支援策として実施することとしたところでございます。

以上です。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 本市独自の支援ということで、金額も対象者もそれぞれ市が考えて実施されることになりましたが、他市では5万円給付のところもあったり、12月末までを

対象とするところもあったり、本当にいろいろなのですけれども、その中で、令和3年3月31日まで対象としていただき、給付額を10万円ということで決めていただきましたことに感謝申し上げます。

そのような中でですが、4月28日から来年3月31日までに生まれた新生児と同学年ということになると、来年の4月1日までが同学年なのです。制度なので、どこかで線引きしなければならないと思いますが、できましたら同じ学年ということは何人いらっしゃるかわかりませんが、対象を4月1日までしていただきたいということを要望させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、就学援助制度の認定基準について、対象外とされている世帯でも、今回、新型コロナウイルス感染症の影響によって、収入が激減している世帯に対して、年度途中でも速やかに認定するなど、柔軟に対応し、拡充を図る考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育部長、お答え申し上げます。

就学援助の認定につきましては、申請時期によって前々年、または前年の所得により審査を行っているところではありますが、失業や休職等で収入が激減する場合などについては、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に限らず、個別に相談に応じているところがございます。

公平性の観点からも、認定に当たっては所得の見込みを精査する必要がありますが、援助が必要な児童生徒の保護者に対して、適切に実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 部長から、コロナ禍にかかわらず、平素から相談に応じている、個別に対応しているということでお聞きしたのですけれども、コロナ禍で収入が激減した方に対して、市として支援をしていくというお考えがあるならば、「経済的に困窮されている方は、就学援助が認められる場合がありますので、まずは相談してください」とか、そういうことをぽんと、やっぱり目につくところに広報とか周知をしていただかないと、困っておられてもこの制度を知らなかったら、そのままになっていると思うのですが、制度について、今後困っておられる方に目につくように周知していただけるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） ただいま御指摘がありましたように、情報をしっかりと届けることは大切であると考えております。就学援助制度の周知につきましては、各学校を通じて、保護者への案内文を配布しているところがございます。案内には、退職等で収入が激減した世帯は、学校または教育委員会に御相談をいただくように記載しているところがございます。また、同じ内容につきましては、市のホームページにも掲載しているところですが、先ほども申し上げましたように、支援が必要な世帯に適切に制度を御利用いただけるよう、改めて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） 改めて、周知に努めるということをお願いしていたのですが、そこに、今回のコロナ禍においてとか、そういうこともちょっと足していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市と同じように、お話を聞いて対応しているというところもあるのですが、今回はコロナ禍ということで、市独自支援として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施されているところもありますので、そういうところ、伊勢市ですが、参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは最後です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、本市の市立図書館でも臨時休館を余儀なくされたところですが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する中で、段階的に図書館サービスを拡大してこられました。図書館の利用者から、不特定多数の方が手にする本へ抵抗があるとの声が聞かれる中で、図書館の書籍除菌機が今、注目されています。書籍除菌機は紫外線によって、書籍を除菌するとともに、書籍に風を当てて、挟まったごみやにおいを取る機能があります。除菌が生活の一部となった今、本市においても新型コロナウイルス感染症対策における新しい生活様式の一環として、利用者に安心していただくよう、衛生的な図書を提供するため、亀岡市立図書館に書籍除菌機を導入すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（齊藤一義） 教育部長。

◎教育部長（片山久仁彦） 多くの市民が利用される市立図書館では、新型コロナウイルス感染予防のため、本を媒体とした感染が起こらないように努めているところでございます。その中で、ただいま御提案がございました、書籍除菌機につきましても検討いたしておりまして、これを市立図書館中央館に導入することといたしまして、9月議会に該当経費の補正予算を計上し、御提案させていただいているところでございます。

今後も利用者が安心して図書館を利用していただけるように、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（齊藤一義） 山本議員。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

9月の補正予算に上げていただいているということで、確認させていただきました。新型コロナウイルス感染症の影響が続く中で、市民の衛生意識も高まっておりますので、安全安心な図書館サービスとして、早期に導入いただきますようお願い申し上げます。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。